

共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

1 助成の趣旨

共同募金は、「地域共生社会」を構築していくための住民主体の福祉活動やNPO等の担い手による先駆的な活動への財源醸成という重要な役割を有しており、令和6年度に設定した6つの重点助成分野の助成に取り組んでいる。

近年、全国的に頻発する地震や豪雨などの災害によって、毎年多くの方々が被災されており、災害時の被災者支援に加え、平時の人と人とのつながりを通じた地域における防災・減災力の強化も喫緊の課題となっている。

このため、重点助成分野の一つである「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」として、令和7年度から新たに、通常の広域助成とは別枠の特別助成として、共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成を実施する。

2 助成対象事業

「共同募金助成要綱」第3条の欠格要件に該当しない事業で、助成決定後(令和7年7月上旬頃)から令和8年3月末までに実施する下記の事業。

なお、単一市町村域のみで実施する事業も助成対象とする。

ただし、単に災害時支援物品の備蓄や資機材・備品等の購入のみの事業は対象外とする。

① 防災・減災活動に対する助成

防災・減災意識向上のための防災セミナー・学習会の開催、防災訓練、防災・減災に関する啓発活動(イベントにおける啓発ブース設置等)の実施。

② 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成

災害発生時のボランティア活動に備えるとともに、平常時の防災・減災活動として、地域の多様な主体が参画するネットワークの構築や運営、及び地域の複数の団体が協働して取り組むシンポジウムやタウンミーティング等の開催。

3 助成対象団体

① 防災・減災活動に対する助成

社会福祉協議会、自治会等地縁組織を除く団体。

② 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成

上記2の助成対象事業を実施する地域防災ネットワーク団体、または、現在ネットワーク未設置だが、地域の複数の団体での協働により実施する団体(いずれも主体に社会福祉協議会を含むことは可能)。

なお、ネットワークが設立されている場合は、ネットワーク事務局、またはネットワークを構成するいずれかの団体が代表して申請すること。

未設置の場合は、協働して活動するいずれかの団体が代表して申請すること。

③ 上記①②の団体で、「共同募金助成要綱」第2条及び 下記に該当する団体を対象

- ・ 申請時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること(活動年数は問わない)。
- ・ 活動に従事する者が3人以上であること。
- ・ 団体名義の金融機関預金口座を持っていること。
- ・ 反社会的勢力および反社会勢力と密接な関わりがある団体ではないこと。

4 助成対象経費

助成対象事業実施にかかる謝金、旅費・交通費、通信運搬費、会場・設備・備品使用料、印刷製本費、備品購入費(事務用備品を除く)、消耗品費、資料作成・購入費、材料等購入費、保険料、手数料等。

職員の人件費や事務所にかかる経費等、団体の維持・運営のための経費及び飲食に係る経費や、実施事業の内容が備蓄のみの購入費は対象外。

5 助成率及び助成上限額

① 防災・減災活動に対する助成

(助成率)100% (助成上限額)10万円

② 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成

(助成率)100% (助成上限額)25万円

上記①②とも、支出済額が助成上限額を下回る場合は当該金額。千円未満切り捨て。

支出済額に対し、利用者負担や他団体からの補助等の収入がある場合は、その額を支出済額から減じたものを助成対象経費とする。

6 助成申請方法

(1) 提出書類

〈① 防災・減災活動に対する助成 ② 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成 共通〉

- ・ 様式1「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成申請書」
- ・ 団体の会報・リーフレット等(活動の概要がわかるもの)
- ・ 購入備品の名称及び内容が確認できるもの(パンフレットのコピー等)
- ・ 見積書または購入予定額が確認できるもの(上記パンフレットのコピー等で確認できる場合は不要)

〈① 防災・減災活動に対する助成のみ〉

- ・ 申請団体の定款または会則
- ・ 申請団体の役員名簿
- ・ 申請団体の令和7年度事業計画書及び予算書

〈② 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成のみ〉

- ・ ネットワークの規約
- ・ ネットワーク構成団体名簿
- ・ ネットワークの令和7年度事業計画書及び予算書

なお、上記はいずれもネットワーク設置済の団体のみ提出。ネットワーク未設置の団体が申請する場合は、様式1「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成申請書」の事業内容に事業計画や協働する団体等を明記すること。

(2) 助成申請受付期間

令和7年4月1日(火)～5月2日(金)

郵送の場合は当日消印有効

(3) 提出方法

上記(1)の様式1「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成申請書」はメール送信により、それ以外は郵送またはメール送信により提出すること。

様式1は、本会のホームページからダウンロード可能

<http://nara-akaihane.com/> 「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」

7 助成決定

- ・事務局において申請内容を審査(必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施)したうえで、助成案は配分委員会における審議を経て、理事会及び評議員会において決定。
- ・助成決定については、令和7年7月上旬頃に申請者に通知。

8 助成決定後の手続き

- ・助成金は、精算払いとする。助成決定団体は、事業終了後1か月以内に様式2「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成完了報告書」(支出経費の領収書等を添付)及び様式3-1「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成金交付請求書」を提出。
- ・当会が様式2「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成完了報告書」により、事業内容を確認のうえ、助成金を交付。
- ・自己資金のみでは事業を着手することが困難な場合、様式3-2「共同募金災害ボランティア・防災・減災活動助成金交付請求書(一部概算払用)」を提出し、本会がその理由をやむを得ないと認める場合は、助成決定額の1/2以内の額を概算払いできるものとする。

9 助成の取消及び助成金の返還

奈良県共同募金会 共同募金助成要綱 第16条に該当した場合、助成金の全部又は一部の決定を取消、または返還していただくことがある。

10 その他

助成決定後、助成団体名・助成内容・活動状況の写真(公表可能な写真データを提供いただく)、及び助成団体から寄付者に対する感謝のメッセージ等を奈良県共同募金会ホームページ等で公開する。

また、購入備品には、共同募金からの助成とわかるよう、耐久性のある素材(ラミネート加工したもの等)でその旨を表示すること(詳細については、助成決定通知の際に示す)。

【お問合せ・提出先】

社会福祉法人 奈良県共同募金会(担当:森田、木谷)

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター4階

TEL:0744-29-0173

E-mail:info@nara-akaihane.com

HP:<http://www.nara-akaihane.com/>

〈奈良県共同募金会からのお願い〉

赤い羽根共同募金は、各地域において地元の商店や企業等の皆様が法人募金にご協力いただいています。

見積依頼業者は、可能な限り地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。